

○尼崎市地域保健問題審議会条例

昭和56年4月1日

条例第19号

改正 令和2年12月25日 条例第46号

(設置)

第1条 本市における地域保健に関する重要な事項を調査審議させるため、尼崎市地域保健問題審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 本市関係職員

(令2条例46・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第6条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第4条第3項、第5条及び前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(令和2年12月25日 条例第46号)

この条例は、令和3年6月27日から施行する。